

秩序ある共生社会の実現に向けた日本語教育の充実について (通知)(令和8年8月28日)

https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/2026/mext_000016.html

記事ページ本文

現在位置

トップ

>

政策・審議会

>

告示・通達

>

令和8年度 告示・通達

> 秩序ある共生社会の実現に向けた日本語教育の充実について(通知)(令和8年8月28日)

秩序ある共生社会の実現に向けた日本語教育の充実について(通知)(令和8年8月28日)

秩序ある共生社会の実現に向けた日本語教育の充実について(通知)(令和8年8月28日)

(PDF:191KB)

【別添1】秩序ある共生社会の実現に向けた日本語教育支援総合パッケージ(PDF:257KB)

【別添2】外国人の子供の就学促進事業、帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業

(PDF:383KB)

【別添3】プレスクール・プレクラス(初期日本語指導等)支援強化事業(PDF:393KB)

【別添4】定数改善計画(～令和10年度)の着実な推進等(義務教育費国庫負担金)(PDF:342KB)

【別添5】日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業(PDF:295KB)

【別添6】外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業(PDF:333KB)

【別添7】日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業(PDF:341KB)

【参考1】学校における日本語指導に係る参考資料(PDF:136KB)

【参考2】「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」結果概要(PDF:316KB)

【参考3】「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」報告書概要(PDF:204KB)

【参考4】経済財政運営と改革の基本方針2026(関係部分抜粋)(PDF:97KB)

【参考5】「外国人の子供の就学状況等調査」結果概要(PDF:213KB)

ページの先頭に戻る

PDF形式のファイルを御覧いただく場合には、Adobe Acrobat Readerが必要な場合があります。

Adobe Acrobat Readerは開発元のWebページにて、無償でダウンロード可能です。

(総合教育政策局国際教育課)

ページの先頭に戻る

文部科学省ホームページトップへ

外国人等の教育の充実に向けて、この度文部科学省で取りまとめた「日本語教育支援総合パッケージ」に基づく国の取組の方向性をお示するとともに、今後、各地方公共団体、学校設置者、学校等における取組の一層の充実について要請するものです。

8 文 科 教 第 977 号

令和 8 年 8 月 2 8 日

各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 市 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の 殿
認定を受けた各地方公共団体の長
各文部科学大臣所轄学校法人理事長
附属学校を置く各国公立大学法人の長

文部科学省総合教育政策局長

淵 上 孝

秩序ある共生社会の実現に向けた日本語教育の充実について（通知）

日本語指導が必要な外国人等への教育につきましては、関係者において様々な努力がなされ、取組の充実を図っていただいているところです。一方で、我が国に在留する外国人は令和 7 年末時点で過去最高の 400 万人に達するとともに、外国人児童生徒等も急激に増加し、日本語指導が必要な児童生徒も約 8.5 万人（令和 7 年度文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」（参考 2））に上るなど、9 年間で約 2 倍に増加して過去最高となっています。

日本語教育の推進は、我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営み、秩序ある共生社会を実現する上で不可欠です。また、我が国に生活する外国人の大人や子供たちは、社会の一員として我が国の将来を担う存在であり、多様な背景を持つ一人一人の長所や強みに着目し、その能力を十分に発揮できる教育環境を整備することは重要です。同時に、このことは日本人の大人や子供たちにとっても、多様な価値観や文化的背景への理解を深め、地域や学校における多様性の包摂を進めることにつながるものと考えます。

こうした中、文部科学省では、「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」において本年 6 月に取りまとめられた報告書（参考 3）や、「経済財政運営と改革の基本方針 2026」（参考 4）等を踏まえ、今後の日本語教育の充実に向けて、本日、別添の「秩序ある共生社会の実現に向けた日本語教育支援総合パッケージ」として公表しました（別添 1）。文部科学省としては、本パッケージに基づき、今後、子供から大人まで切れ目なく、一貫通貫した日本語教育支援を抜本的に強化するための施策を主導していきたいと考えておりますので、貴職におかれましても、下記の事項に御留意の上、取組の一層の充実に向けた御尽力をお願いします。

都道府県知事及び都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村、市町村教育委員会、所管又は所轄の学校及び学校法人に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体におかれては、所轄の学校設置会社に対して、各文部科学大臣所轄学校法人におかれては、その設置する学校に対して、国公立大学法人の長におかれては設置する附属学校に対して、本件について周知を図るとともに、十分な指導・助言に努めていただくようお願いします。

記

1. 就学促進の支援強化

文部科学省が実施する「外国人の子供の就学状況等調査（令和7年度）」（参考5）の結果では、約9千人の外国人の子供が不就学の可能性があることが明らかとなっています。こうした状況を踏まえ、文部科学省では別添2のとおり、「外国人の子供の就学促進事業」の概算要求を行うこととしており、引き続きさらなる支援の強化を図ってまいります。また、文部科学省では、外国人の子供の就学促進等のために地方公共団体が講ずべき事項について、令和2年に「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」を策定しておりますが、この度同指針を改訂いたしましたので、改訂内容や重要事項等については、別途通知いたします。

2. プレスクール・プレクラスの支援強化

来日直後や帰国直後の児童生徒等が、入学後に円滑な学校生活を送るためには、初期支援を行うことが重要です。プレスクール（主に学齢期以前の外国人幼児を対象として、入学後の円滑な学校生活につなげるための支援を行う取組）やプレクラス（主に学齢期の外国人児童生徒を対象として、学校就学前や就学後初期段階に、円滑な学校生活につなげるための初期日本語指導等の支援を行う取組）を実施する教育委員会からは、幼児児童生徒が初期の日本語を学べるだけでなく、緊張を和らげ安心感を得たり、学校や教師にとっての負担を軽減したりする上でも、様々な効果があることが報告されています。こうした観点も踏まえ、文部科学省では、別添3のとおり、今回新たに「プレスクール・プレクラス（初期日本語指導等）支援強化事業」の概算要求を行うこととしており、今後、これらの全国展開に向けて、地方公共団体への支援や、国主導による教材等の開発・普及を進めてまいりたいと考えております。

3. 学校における日本語指導体制の充実

全国的に、外国人児童生徒等の受入れが急増している「集住地域」と、学校等に数人程度のみ在籍する「散在地域」が同時に増加し、その母語も多様化しており、各地方公共団体において地域の実情に応じた体制整備を進めることが求められます。特に、市町村教育委員会や学校を支える観点からは、都道府県教育委員会による広域的な支援も極めて重要です。文部科学省では、「帰国・外国人児童生

徒等に対するきめ細かな支援事業」において、別添2のとおり概算要求を行うこととしており、都道府県教育委員会を経由する間接補助に加えて、市町村教育委員会への直接補助も可能とすることを検討しています。引き続き公立学校における日本語指導員や母語支援員の派遣を含めた指導体制の構築、ICTを活用した教育等、各地方公共団体が行う環境整備に向けた支援の強化を図ってまいります。

また、公立小・中学校における日本語指導に必要な教員定数については、別添4のとおり概算要求を行うこととしており、一層の改善を進めてまいります。あわせて、登録日本語教員等の外部の専門人材の活用の促進など、指導体制の大幅な強化を図ってまいります。

さらに、日本語指導を必要とする児童生徒が在籍する場合の指導体制について、地方公共団体や学校の判断の参考となるよう、国として学校における日本語指導体制の構築に関する基本的な考え方や目安を示すこととしています。

4. 学校における日本語指導内容の充実

(1) 日本語指導・内容に関するガイドラインの策定

外国人児童生徒等の教育に初めて携わる教師を含め、全国どの学校においても全ての教師や日本語指導員等が連携して一定水準の指導を実施できるよう、年度内に生成AIやオンラインの活用を含め、指導内容・方法等に関するガイドラインを新たに作成する予定です。なお、これまで文部科学省で作成した資料等（参考1）についても、積極的に御活用ください。

(2) 「特別の教育課程」の活用の推進

特別な配慮に基づく指導を受けている児童生徒のうち、特別の教育課程による指導を受けている児童生徒は、義務教育段階においては約76%に、高等学校段階においては約16%に留まっています。今後、そのさらなる活用促進を図るため、特別の教育課程の編成・実施に係る好事例の普及を図ってまいります。また、特別の教育課程における指導体制の特例については、本年中を目途に中央教育審議会における議論等を踏まえ一定の結論を得た上で、速やかに所要の措置を講ずることとしておりますので、方針が固まり次第、別途お知らせいたします。

(3) 個別の指導計画の改善

特別の教育課程の実施に当たっては、個々の児童生徒の日本語の能力や学校生活への適応状況を含めた生活・学習の状況、学習への姿勢・態度等の多面的な把握に基づき、指導の目標及び指導内容を明確にした「個別の指導計画」を作成する必要があります。今後、次期学習指導要領も見据え、教師の過度な負担を生じさせず、児童生徒をできる限り包括的に支援するため、現在の様式の活用状況や課題を把握した上で、参考様式の改善に向けた検討を進めていく予定です。

(4) 「かすたねっと」の機能の抜本的強化

文部科学省では、外国人児童生徒等の教育のための情報検索サイト「かすたねっと」を運営してお

ります。今後、教師や外国人児童生徒等、保護者にとってより一層活用しやすいツールとなるよう、「日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業」において別添5のとおり概算要求を行うこととしており、機能の抜本強化や掲載教材の充実、コンテンツの拡充などを進めます。

5. 教師等の養成・採用・研修による指導力の向上

(1) 教員養成課程における内容の充実

中央教育審議会では、今後の教職課程や教員免許制度の在り方について、免許状取得に必要な事項として共通で学ぶべき内容の再構造化・体系化、学びの最適化を目指したコアカリキュラムの見直し等に向けた議論が行われています。全国的に外国人児童生徒等が増加している現状を踏まえ、各大学の教員養成課程における外国人児童生徒等の教育に関する内容をさらに充実できるよう、検討を進めてまいります。

(2) 教員採用選考における日本語指導経験者の積極的な採用

学校における外国人児童生徒等教育を担う人材確保の観点から、外国人への日本語教育に関する学習歴・資格や指導に従事した経験・専門性を考慮し、一部試験免除や特別の選考などの採用選考の実施を行うことも有効と考えられます。令和6年度の公立学校教員採用選考試験において、日本語指導の資格等の専門性がある者に加点するなどの確保策を講じている教育委員会は依然として少ない状況にあり、引き続き教員採用選考における積極的な取組が期待されます。

(3) 日本語指導のリーダーの育成に向けた研修の普及と研修コンテンツの充実・展開

独立行政法人教職員支援機構（NITS）では、外国人児童生徒等の受入れ体制の整備や日本語指導の方法等について必要な知識等を習得することができる、「外国人児童生徒等への日本語指導指導者養成研修」（参考1）を実施しています。地域の日本語指導のリーダーの育成に向け、同研修成果の積極的な活用をお願いいたします。また、全国教員研修プラットフォーム「Plant」（参考1）では、文部科学省がこれまで作成した研修動画コンテンツを集約しております。今後、さらなるコンテンツの充実も図ってまいりますので、積極的に御活用ください。

6. 進学・就職へのきめ細かい支援の促進

(1) 高等学校入学者選抜における特別定員枠の設定や受検の際の配慮の推進

外国人生徒が社会で自立していくためには、高等学校等における適切な教育機会の確保が重要ですが、日本語指導が必要な外国人生徒等の高等学校等への進学率は、全生徒と比較して低くなっており、令和7年度公立高等学校入学者選抜において、外国人生徒の特別定員枠が設定されているのは20都道府県にとどまっています。全都道府県において取組を進めていただけるよう、高等学校入学者選抜における帰国・外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定や、受検に際しての配慮（試験教科の軽減、問題文の漢字へのルビ振り等）の取組の推進のため、文部科学省としても引き続き取組を進めてまいります。

(2) キャリア教育・支援の充実

日本語指導が必要な高校生等の進路状況については、就職者における非正規就職率や、進学も就職もしていない者の割合が、全高校生と比較して高くなっているなどの課題があります。文部科学省で作成した「高等学校における外国人生徒等へのキャリア支援等に関する実践ガイド」(令和8年4月)
(参考1)等の活用をはじめ、外国人生徒等へのキャリア教育・支援の取組方法や学校における実践事例の普及を図ってまいります。

7. 地域日本語教育の質の向上と機会の拡充

国内における多様な背景を持つ外国人等の増加に伴い、日本語学習ニーズが増大する一方で、地域における日本語教育の実施や学習環境については、日本語教育機関や日本語教育に従事する人材の地域的な偏在など、地域間での差が生じています。文部科学省では、令和元年度から地域日本語教育の総合的な体制づくりを促進し、総合調整会議の設置や日本語教育人材の発掘・研修・マッチングなどを通して、地方公共団体における日本語教室整備への支援を進めてきたところであり、本年度も別添6のとおり、「外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業」の概算要求を行うこととしています。地域における日本語教育の質の確保に向けて、地方公共団体等の参考となる地域日本語教育に関するガイドラインを作成するとともに、各地域の実情に応じた日本語教育が実施されるよう、引き続き地域における日本語教育環境のさらなる充実・強化に必要な取組を推進していきます。

8. 地方公共団体における日本語教育センター機能整備への支援

文部科学省では、上記「7」の取組を通して、主に外国人の大人に対する地域の日本語教育の体制整備を進めてきました。地方公共団体における日本語教育の推進については、大人の日本語教育については主に首長部局において、学校教育における子供の日本語教育については主に教育委員会において取り組まれていますが、在留外国人の日本語教育を推進していく上では、地域の日本語教育に係る人材や資源を効果的に活用し、関係部署が連携を図りながら取り組むことが重要です。そのため今後は、総合調整会議の設置や日本語教育人材の発掘・研修・マッチングなど地方公共団体における日本語教育のセンター機能の整備への支援を進める中で、子供から大人までの一貫した日本語教育支援体制の構築に向けた取組を推進していきます。

9. 質の高い日本語教育体制の強化

在留外国人の増加に伴い、日本語教育へのニーズがますます高まる中、日本語教育の質の向上を図るためには、令和6年度に新たな国家資格として創設された登録日本語教員をはじめとする日本語教育人材の質的・量的な確保を図ることが重要です。文部科学省では、別添7のとおり、「日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業」の概算要求を行うこととしており、登録日本語教員等の継続的な資質・能力の向上に向け、日本語教師の役割、段階、分野等に応じた研修を実施するなど、引き続き日本語教育に従事する者の資質能力の向上に関する取組を行ってまいります。また、日本語教

育人材の量的確保に向けて、日本語教員試験の受験機会の拡大を図るため、CBT (Computer Based Testing) 方式による試験実施について検討を進めており、今年度内に試行試験を実施する予定です。

10. 「日本語・生活学習プログラム（仮称）」の創設

「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」（令和 8 年 1 月 23 日 外国人の受入れ・秩序ある共生社会の実現に関する関係閣僚会議）に基づき、国民の安全・安心を確保するための外国人の受入れ環境整備の一環として、「我が国に在留する外国人（帯同家族を含む。）が、日本語や我が国の制度・ルール等を学習するプログラム」（「日本語・生活学習プログラム（仮称）」）の創設について、文部科学省も連携しつつ、入管庁等において検討が進められています。詳細については、結論が得られ次第、別途お知らせいたします。

【別添 1】秩序ある共生社会の実現に向けた日本語教育支援総合パッケージ

【別添 2】外国人の子供の就学促進事業、帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業

【別添 3】プレスクール・プレクラス（初期日本語指導等）支援強化事業

【別添 4】定数改善計画（～令和 10 年度）の着実な推進等（義務教育費国庫負担金）

【別添 5】日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業

【別添 6】外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業

【別添 7】日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業

【参考 1】学校における日本語指導に係る参考資料

【参考 2】「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」結果概要

【参考 3】「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」報告書概要

【参考 4】経済財政運営と改革の基本方針 2026（関係部分抜粋）

【参考 5】「外国人の子供の就学状況等調査」結果概要

【本件連絡先】

< 1 ～ 6 について >

文部科学省総合教育政策局国際教育課

TEL : 03-5253-4111（内線 : 3279）

e-mail : kyokoku@mext.go.jp

< 7 ～ 10 について >

文部科学省総合教育政策局日本語教育課

TEL : 03-5253-4111（内線 : 4759）

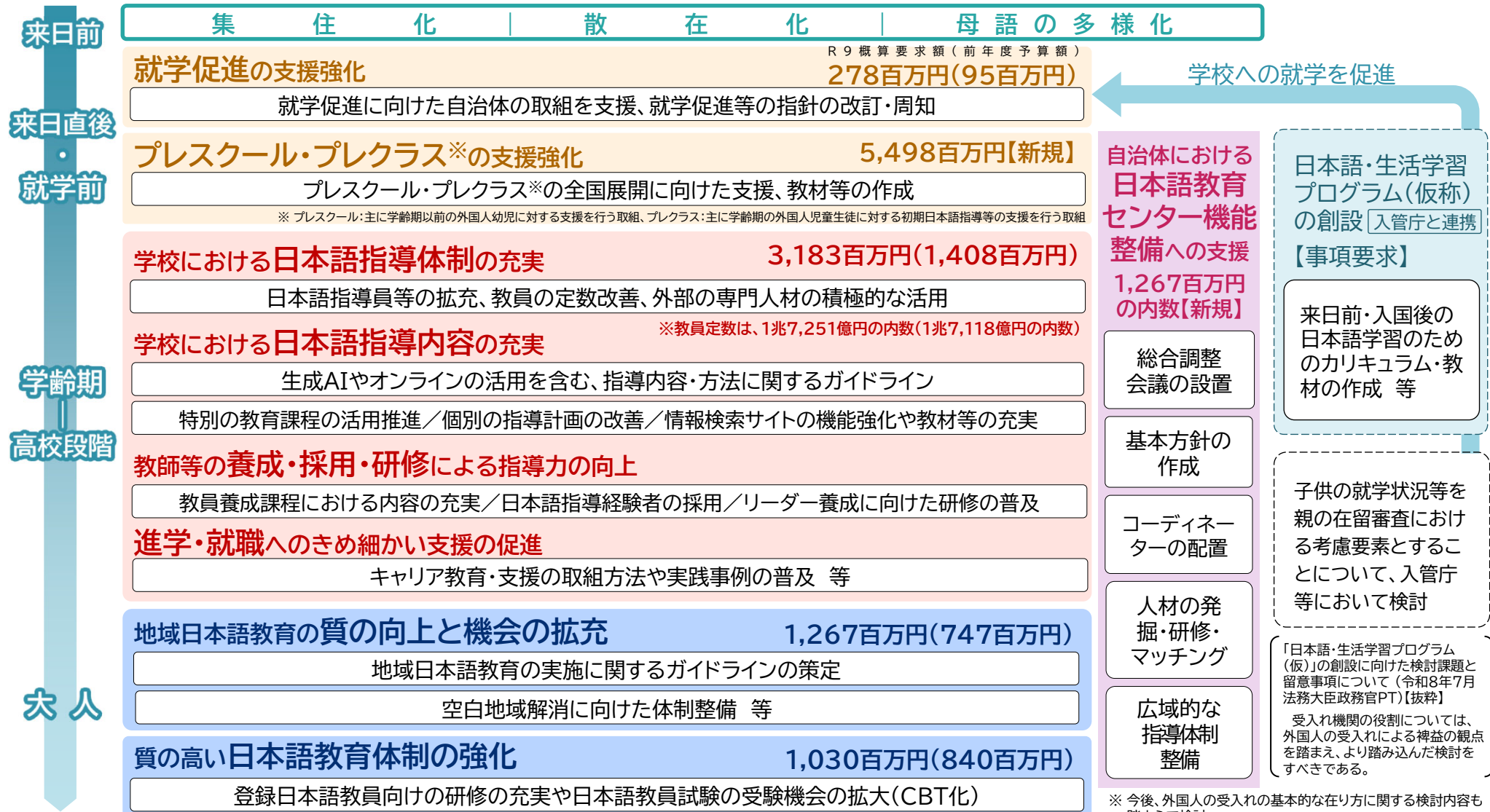
e-mail : nihongo@mext.go.jp

秩序ある共生社会の実現に向けた日本語教育支援総合パッケージ

令和9年度要求・要望額 113億円＋事項要求
(前年度予算額 31億円)

別添1
文部科学省

- 日本語教育は、我が国において全ての人が共に生きるための共通の基盤であり、日本で生活する外国人の子供や大人の教育環境を整えることは、学校現場の負担軽減や全ての子供の教育の質の確保、秩序ある共生社会の実現にもつながる。
- このため、国が主導し、在留許可手数料の見直し等により確保した財源も最大限活用して、①子供から大人までの切れ目ない総合的な支援により、②同時進行する「集住化」「散在化」「母語の多様化」それぞれに対処する。



※ 今後、外国人の受入れの基本的な在り方に関する検討内容も踏まえて検討。

(担当：大臣官房国際課、総合教育政策局国際教育課、総合教育政策局日本語教育課等)



帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業

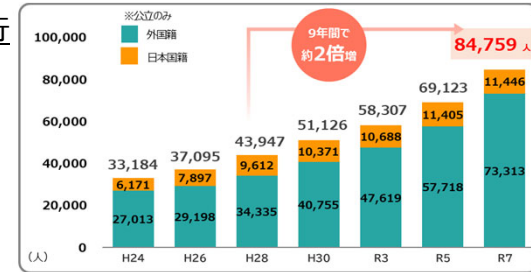
令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)

3,345百万円
1,491百万円)

背景・課題

- ✓ 公立学校で日本語指導が必要な児童生徒は約8.5万人(約10年間で約2倍)と増加し、多様化に加え集住化・散在化が進行
- ✓ 学校生活に必要な日本語等を身に付けるための特別な指導を受けていない児童生徒が約1割存在
- ✓ 学齢相当の外国人の子供のうち不就学、又は不就学の可能性のある者は約9千1百人

⇒ 外国人の子供の就学促進を図るとともに、帰国・外国人児童生徒等の学校での教育環境を整備するためには、日本語指導員や母語支援員の派遣等の指導体制の構築や、きめ細かな指導を行うためのICTを活用した支援等、各地方公共団体が行う取組みに対する支援を拡充することが不可欠



事業内容

I. 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業 (拡充)

(事業期間：H25～)

予算額 : 3,007百万円 (1,396百万円)
補助対象 : 都道府県・市区町村
補助率 : 1 / 3

【実施項目】

- 運営協議会・連絡協議会の実施
- 日本語指導員、母語支援員の派遣
- オンライン指導や多言語翻訳システムなどICTを活用した教育・支援
- 高校生等に対する包括的な教育・支援 等

(参考) 令和7年度補助実績

【きめ細事業実施】
3 3 都道府県
1 9 指定都市
3 1 中核市
1 3 8 市区町村

【就学事業実施】
2 都道府県
6 指定都市
4 中核市
2 3 市区町村

<関連する政府方針(抄)>

「経済財政運営と改革の基本方針2026」(R.7.7.21閣議決定)

・(略) 併せて、外国人が日本社会の一員として責任ある行動をとれるよう、日本語及び我が国の制度・ルール等の教育を強化し、「日本語・生活学習プログラム(仮称)」の創設に向けた取組や、ブレックス等の全国展開や登録日本語教員の処遇改善に向けた取組をはじめ、地域や学校の体制整備など、国主導の下、地方公共団体等とも連携して必要に応じた施策の充実を図る。

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(R.8.1.23関係閣僚会議決定)

・令和8年度から、日本語指導補助者等への支援の拡充等、地方公共団体への財政支援を拡充する。

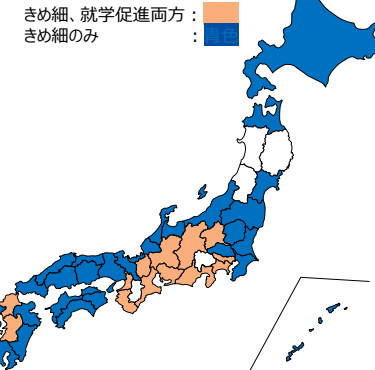
II. 外国人の子供の就学促進事業 (拡充)

(事業期間：H27～)

予算額 : 278百万円 (95百万円)
補助対象 : 都道府県・市区町村
補助率 : 1 / 3

【実施項目】

- 不就学等の外国人の子供に対する日本語、教科等の指導のための教室
- 上記教室にて指導を行う指導員の研修
- 就学状況や進学状況に関する調査
- 日本の生活・文化への適応を目指した地域社会との交流 等



きめ細、就学促進両方 :
きめ細のみ :

帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業にかかる体制強化 (新規)

(事業期間：R9～)

予算額 : 60百万円

アウトプット (活動目標)

- 学校における帰国・外国人児童生徒等の受入れ体制を整備する自治体の取組を支援するため、公立学校における指導・支援体制の構築及び受入促進に関する事業実施の地域数を増加 (I. 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
- 外国人の子供の就学促進に取り組む自治体を支援するため、外国人の子供の就学促進事業実施数を増加 (II. 外国人の子供の就学促進事業)

短期アウトカム (成果目標)

初期 (令和6年頃)

- 日本語指導等の体制整備が進み、外国人児童生徒等の増加・多様化に関わらず、きめ細かな指導が提供される
- 全国の自治体で就学管理の改善が図られる

中期アウトカム (成果目標)

中期 (令和8年頃)

- きめ細かな支援事業の取組成果が全国に普及し、多くの自治体できめ細かな指導が提供される
- 全国の自治体で全ての外国人の子供の就学状況が一体的に管理・把握できるようになり、就学促進の取組が推進される

長期アウトカム (成果目標)

長期 (令和10年頃)

- 全国どの地域の公立学校においても充実した日本語指導等が受けられるようになる
- 公立学校小・中学校等への就学を希望する全ての外国人の子供が就学する
- 全国の高校で「特別的教育課程」の編成・実施による日本語指導を受ける生徒の割合が増える
- 全ての日本語指導が必要な児童生徒が希望に応じて高校・大学等に進学して適切な教育を受け、日本社会で自立して生活し、自己実現を図ることができる

(担当：総合教育政策局国際教育課)

プレスクール・プレクラス（初期日本語指導等）支援強化事業

別添3

令和9年度概算要求・要望額 5,498百万円（新規）



現状・課題

- ✓ 在留外国人数はR7末で413万人となり過去最高。そのうち、**家族滞在が約35.2万人（R6から新規入国者4.7万人増加）**。
 - ✓ 併せて、公立学校で**日本語指導が必要な児童生徒は約8.5万人（R5から1.6万人増加）**し、集住化・散在化・母語の多様化が進行
 - ✓ 新規入国者の**年度途中の転・編入**により、**学校における初期段階の指導体制の整備が追い付かない**
- ⇒ **学校における学習への円滑な接続及び学校の負担軽減のため、集中的な日本語初期指導環境の整備が不可欠**

事業内容

就学直前や就学初期段階において、入学後の学校生活への円滑な適応や、初期の日本語指導等を集中的に行うため、外部機関等と連携し、デジタル技術や教材等の効果的な活用を含む**初期日本語指導等に取り組む自治体の運営を支援**。また、国において、**自治体の実施手法・成果等の分析やオンライン等を活用した広域展開等の効果的な実施手法の開発等**をするとともに、**プレスクール・プレクラス（初期日本語指導等）（以下、プレクラス等という）の設置に必要な運用マニュアルや標準教材等を開発・整備**し普及することで、全国の自治体において一定基準を満たした初期日本語指導等が実現できるよう、質保証を図る。

1. プレクラス等設置促進 全国の自治体におけるプレクラス等の 設置促進（5,178百万円）

全国の自治体において、就学前の日本語指導が必要な児童生徒を対象とした、教育課程外の取組みとして**プレクラス等**を設置し、**集中的に日本語や学校生活を学ぶプログラム**を実施する。

取組内容

- **日本語指導**：サバイバル日本語、日本語基礎
- **生活適応指導**：持ち物・朝の会・休み時間・給食・防災・安全に係る指導
- **保護者ガイダンス** 等

<取組例>

自治体への支援（約40自治体）

標準プレクラス等の展開

- ・1クラス当たりの指導人数：5人
- ・指導期間：8週間
- ・1クラス当たりの指導員等
日本語指導員：2名※
母語支援員：2名※
※オンラインの場合1名

対面型・
オンライン型



その他

- ・プレクラス等の取組を実施する自治体に対する支援
- ・施設長や外国人児童等教育相談員の派遣
- ・日本語指導員（拠点におけるオンライン指導）の派遣
- ・スクールバスの運行 等

2. プレクラス等の普及促進及び効果的な実施手法開発 等（320百万円）

国主導による運用マニュアルや標準教材等の開発・普及

取組内容

自治体の取組状況を分析し、プレクラス等に必要な**標準教材等**を開発、全国に展開

- 運用マニュアル、教材開発、事例の分析、効果的な実施手法の開発、指導者研修教材の開発、全国フォーラム等の実施による自治体への普及

件数・単価 交付先

【補助事業（定額補助）】

- 都道府県・市町村
約40自治体を対象
大規模集住地域 14自治体×170百万円
その他集住地域 27自治体×103.5百万円

【委託事業】

- 民間（事業総括・調査分析・教材等開発 等）
1団体×306百万円



【事業の流れ】



初期支援体制の整備・実施

- ・初期支援体制の構築を支援し、集中的に日本語や生活について学ぶ環境を整備促進。
- ・プレクラス等運用マニュアルや教材等を開発

学校における学習への円滑な接続・成果まとめ

- ・学校における教科の学び、日本語指導へ接続させるとともに、実施手法や成果を全国に共有
- ・プレクラス等運用マニュアルや標準教材等を整備・普及

更なる全国展開へ

- ・初期支援の充実を図る自治体の導入を支援
- ・プレクラス等の質的保障の実現

（担当：総合教育政策局国際教育課）

定数改善計画（～令和10年度）の着実な推進等 （義務教育費国庫負担金）

別添 4

令和9年度要求・要望額
（前年度予算額）

1兆7,251億円
1兆7,118億円



全ての子どもたちへのよりよい教育の実現に向け、学校の働き方改革を加速化し、教職の魅力向上、教師に優れた人材を確保する。そのため、改正義務標準法に基づき公立中学校35人学級の計画的な整備などに係る令和10年度までの定数改善計画を着実に推進する。その他、喫緊の課題への対応もあわせて行う。

また、学びの専門職である教師にふさわしい処遇の実現のため、給特法等の改正を踏まえた教職の重要性と職務や勤務の状況に応じた処遇改善を図る。

定数改善計画の着実な推進 7,539人【24,605人】

（【 】は令和8～令和10年度の改善総数（一部事項には令和7年度の既改善分を含む））

★ 中学校における指導体制の充実（35人学級） 5,524人【16,580人】

令和8年度の中学校1年生に引き続き、中学校2年生での35人学級を実施

★ 養護教諭の配置充実 103人【310人】

複数配置基準を小・中学校いずれも50人引下げ
＜小:851人→801人以上、中:801人→751人以上＞



★ 学校事務体制の機能強化 222人【665人】

複数の共同学校事務室を統括する事務職員定数の新設



○ 生徒指導に係る体制の充実 650人【2,940人】

小・中学校における生徒指導担当教師の配置充実
＜小:100人【300人】、中:550人【2,640人】＞



○ 小学校教科担任制の計画的な推進 990人【3,960人】

学びの質の向上と教師の持ち授業時数の軽減を図るため、
小学校4年生の教科担任制の拡大と、新規採用教師を支援

○ 学校統合のための支援 50人【150人】

小・中学校の円滑な統合を引き続き支援



※上記のうち、★については改正義務標準法に基づく改善

児童生徒数等に基づいて算定される基礎定数による改善を図ることで、将来的な教職員定数の見通しがたち、各地方自治体の採用・教職員配置がより計画的に行われることが見込まれる。

※このほか、自然減等として▲6,636人（合理化減等▲2,692人を含む）

喫緊の課題への対応 1,260人【2,520人】

○ 日本語指導が必要な児童生徒の指導体制充実 1,050人【2,100人】

外国人児童生徒等が特に多く在籍する学校に対し、学級内での学習支援を含めた学校全体の指導体制を充実

○ 教師の不足する教科での指導体制確保 210人【420人】

次期学習指導要領の全面実施に向け、臨時免許状所有者及び免許外教科担任による指導を解消するため、特に不足する中学校技術分野担当教員を中心に、免許状所有状況の改善を支援



教師の処遇改善 +127億円

○ 教職調整額の改善 6% ⇒ 7%（令和10年1月～）

令和10年1月から教職調整額の率を6%⇒7%に改善するとともに、教職調整額の改善とあわせ、管理職（校長・教頭等）の本給も改善

年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12
率	5%	6%	7%	8%	9%	10%



※上記のほか、給料の調整額の見直し（1/4縮減。令和10年1月～）を行う。

（担当：初等中等教育局財務課）

日本語指導が必要な児童生徒等の 教育支援基盤整備事業

別添5

令和9年度要求・要望額 115百万円
(前年度予算額 12百万円)



文部科学省

現状・課題

○公立学校における日本語指導が必要な児童生徒は、約8.5万人（9年間で約2倍）と増加。全国的な集住・散在化、母語の多様化も進行。また、そのうち、特別な配慮に基づく指導を受けられていない外国人児童生徒が約1割存在する。このような状況において、外国人児童生徒等が全国どの地域でも充実した教育を受けられるよう、基盤整備を強化する必要がある。

○令和8年1月に策定された「総合的対応策」では、**研修動画等の一元化・情報検索サイトにおける掲載教材等の充実、アドバイザーによる伴走支援等の実施**が盛り込まれた。また、「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議報告書」（令和8年6月）においても、**掲載教材の充実、活用の促進等**について提言がなされ、速やかに実施することが求められている。

事業内容

1. ポータルサイト「かすたねっと」の運用・改善

100百万円（3百万円）

- 外国人児童生徒等の自律的な学びを促進するとともに、学校における児童生徒および保護者への支援の充実を図るため、外国人児童生徒等教育に関する資料等を集約したポータルサイト「かすたねっと」の運用を行うとともに、コンテンツの拡充等を行う。

➤ 利用対象の拡大・サイト全体の多言語化

現行の教員・支援者向けの「教材・文書検索」が中心であったポータルサイトを、児童生徒や保護者にも対象を広げ、サイトを多言語化することにより、それぞれの立場に応じて必要な情報にアクセスし、学びを進められるような「総合ポータルサイト」に刷新する。

➤ 掲載教材・コンテンツ等の拡充

日本語指導や教科学習の教材等について、発達段階や教科に応じた教材や初期段階の日本語教材、保護者等への連絡文書等に活用できる多言語での翻訳文書などを充実させるとともに、研修動画の一元化及びコンテンツの拡充等を行う。



2. 外国人児童生徒等教育アドバイザーボードの 設置・運営

3百万円（3百万円）

（事業期間：令和元年度～）

- 外国人児童生徒等に関する教育の専門家からなるアドバイザーボードを省内に設置し、政策立案に向けた情報や助言を得るとともに、新たに外国人児童生徒を受け入れる自治体や学校における指導体制の構築等について伴走支援を実施、全国的な体制整備を図る。



3. 外国人児童生徒等に関する状況調査

12百万円（6百万円）

（事業期間：平成3年度～）

- 外国人の子供の就学状況等について実態把握のための調査を継続して実施（毎年度）するとともに、学校での受入体制や教育環境の整備・充実等の検討に資するためのデータ収集に向けた調査を実施（隔年度）し、分析を行う。



アウトプット（活動目標）

外国人児童生徒等の教育に関する
掲載教材・コンテンツの拡充等の実施

短期アウトカム（成果目標）

教員・児童生徒・保護者の必要情報への
迅速なアクセスが実現し、学びが促進される

長期アウトカム（成果目標）

全ての地域で、外国人児童生徒等が
自律的に 学ぶことができる環境が整備される

外国人材の受入れ・共生のための 地域日本語教育推進事業

令和9年度要求・要望額 1,205百万円
(前年度予算額 615百万円)



文部科学省

背景・課題

在留外国人の増加に伴い、地方公共団体などの地域における生活者向けの日本語教育のニーズが急増している。しかしながら各地域では、日本語教師や日本語学習の支援者の確保をはじめ、学習者のニーズに応じた日本語教育を実施するためのノウハウなどが不十分など、様々な課題がある。今後も増加することが見込まれる在留外国人を日本社会の一員として受け入れる社会包摂を念頭に置きつつ、地域の状況に応じた日本語教育施策を確実に実施し、生活等に必要な日本語能力を身に付けられる仕組みづくりを推進できるよう、地域日本語教育の環境を強化するための体制整備を図ることが極めて重要である。

「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」では、地域日本語教育の総合的な体制づくりへの財政支援を拡充するとされたところであり、「経済財政運営と改革の基本方針2026」においても同様に、地域の体制整備について、国主導の下、地方公共団体等とも連携して必要に応じた施策の充実を図ることが明記されている。

事業内容

1 企画評価会議の実施 7百万円 (6百万円)

2 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進【補助】 1,168百万円 (578百万円)

対象：都道府県・政令指定都市 件数：67件 (59件)

<取組事例>

複数市町村による連携促進

オンラインによる広域的な日本語教育等

補助率：2分の1

※ (2) ◇ i 及び ii を実施する事業者には補助率加算【最大3分の2】

(1) 広域での総合的な体制づくりの推進

域内の地方公共団体や関係機関と連携して行う、センター機能をはじめとする指導体制等の広域的な体制づくりの推進

- ・地域における日本語教育推進施策の協議を行う「総合調整会議」を設置
- ・基本方針の策定を推進し、域内市町村や教育委員会とも連携して、日本語教育推進体制を強化
- ・地域全体の日本語教育を総括・調整する「総括コーディネーター」、学校との連携や日本語教室への指導・助言を行う「地域日本語教育コーディネーター」を配置。関係機関とも連携して、コーディネーター人材の養成・研修やマッチングを行う。

(2) 地域の日本語教育水準の維持向上

域内へのノウハウ等の普及・啓発のための日本語教育の実施（ICTの活用、教材作成、研修等を含む）

◇「生活」に関する日本語教育プログラムの提供を目的とした取組の開発・試行

i 「日本語教育の参照枠」に基づく「生活Can do」を参照した質の高い日本語教育

ii 「地域における日本語教育の在り方について(報告)」で示すレベル(B1) 時間数(350h以上)に応じた体系的な日本語教育

(3) 都道府県等を通じた市区町村への支援（間接補助）

- ・市町村が都道府県等の関係機関（民間団体等）と連携して行う日本語教育等の取組への支援

3 総合的な体制づくりの優良事例等の普及・連携強化【委託】 31百万円 (31百万円)

都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議等を開催する。

▼ 地域日本語教育の環境強化のための 総合的な体制づくり 連携イメージ

都道府県等

大人・子供の日本語教育に対応するセンター機能の整備

総合調整会議

市区町村・教育委員会・大学・企業・経済団体
日本語教育機関・外国人住民等の県内外の有識者

・基本方針策定

総括 コーディネーター

・プログラム開発
・人材育成
等

地域日本語教育 コーディネーター

・地域日本語教育コーディネーター

A市

地域日本語教育コーディネーター

日本語教室 日本語教室

B市

地域日本語教育コーディネーター

日本語教室 日本語教室

C町

日本語教室 日本語教室

連携・協働

教育委員会、学校、日本語教育機関、大学、
NPO法人・任意団体、企業・経済団体 等

※オンラインを積極的に活用

アウトプット（活動目標）

- ・都道府県・政令指定都市に対する本事業による支援の実施

短期アウトカム（成果目標）

- ・各地域での日本語教育支援体制の整備

中期アウトカム（成果目標）

- ・日本語教育の機会提供に係る関係機関との連携の強化

長期アウトカム（成果目標）

- ・日本語教育環境の醸成と外国人との共生社会に対する意識の向上

(担当：総合教育政策局日本語教育課)



日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)

227百万円
212百万円

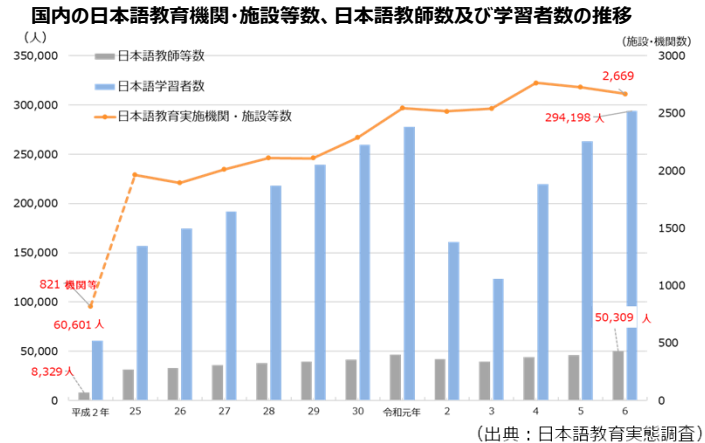
文部科学省

現状・課題

在留外国人の日本語学習者が増加し多様化する中、日本語教育の水準を向上するためには、日本語教育人材の資質・能力の向上が不可欠。日本語教師等の指導者は、在留外国人数や日本語学習者数が増えている状況にあっても、約5万人と横ばいになっており、そのうち5割以上をボランティアが占めるなど、その指導体制は厳しい状況。

「日本語教育機関認定法」に基づき、日本語教育機関の認定制度及び登録日本語教員の資格制度が創設され、認定日本語教育機関には登録日本語教員が必置となった。日本語教育の質の向上のためには、登録日本語教員の継続的なスキルアップが重要であり、役割・段階・分野別研修を引き続き実施する必要がある。また、日本語教師の養成・研修においては、大学等の高度かつ専門的な日本語教育の指導方法等の教育研究・手法を反映させ、充実を図る必要がある。

※ 留学生、生活者、就労者等の分野別の研修の充実をはじめとする日本語教師のキャリア形成支援、人材確保策の検討については「日本語教育機関認定法」に係る衆参両院の附帯決議で配慮を求められているところ。



事業内容

(1) 現職日本語教員等研修プログラム開発・実施事業 165百万円 (150百万円)

- 目的：社会情勢の変化等に対応するため、登録日本語教員の活動分野や役割に応じた能力向上、認定日本語教育機関が義務付けられている組織的かつ計画的な研修を実施する体制の構築を図る。
- 内容：「日本語教育の参照枠」を踏まえ、役割・段階・活動分野別研修の実施や、既存の研修内容や研修手法について専門的な観点からの改善を行う。
- 期間：令和2年度～
- 委託先：日本語教師養成専門機関
- 件数・単価
委託：1件(10分野)×約164百万円

役割・段階・活動分野別研修の実施

【初任日本語教師研修等（活動分野別）】

①生活者としての外国人、②留学生、③児童生徒等、④就労者、⑤難民等、⑥生活指導

【中堅日本語教師研修（3～5年目）】

⑦中堅日本語教師

【日本語教育コーディネーター】

⑧主任教員、⑨地域日本語教育コーディネーター、⑩就労日本語教育コーディネーター(新規)

(2) 日本語教師養成・研修推進拠点整備事業 61百万円 (61百万円)

- 目的：大学等の高度かつ専門的な日本語教育の指導法等の教育研究・手法を養成・研修に反映。
- 内容：地域の日本語教育関係者のネットワークづくり（連絡協議会）、地域における登録日本語教員に対する課題やニーズの把握、登録日本語教員養成・実践研修の担当教員向け研修の実施、専門人材の就業に関する取組、地域のニーズに合わせた取組
[地域のニーズに合わせた取組例] 認定日本語教育機関と連携した早期インターンの養成課程への組み込み、複数の養成機関における教育コンテンツの共有や単位互換枠組み等の検討・実施、特定ニーズ（児童生徒、就労、生活等）に対応した教育課程や研修の開発・実施 等
- 期間：令和5年度～令和9年度
- 委託先：大学等
- 件数・単価：6箇所×約10百万円
全国6ブロック
(1)北海道・東北、(2)関東・甲信越、(3)中部
(4)近畿、(5)中国・四国、(6)九州・沖縄



アウトプット（活動目標）

- ・全国6箇所の推進拠点（ネットワーク）
- ・現職日本語教師の研修 年間1,000人

短期アウトカム（成果目標）

- ・養成・研修の拠点の充実
- ・日本語教師の各分野での活躍促進

中期アウトカム（成果目標）

- ・養成・研修の拠点（自走化）
- ・日本語教師の各分野での活躍促進

長期アウトカム（成果目標）

- ・日本語教育の質の向上
- ・外国人との共生社会の実現に寄与
(担当：総合教育政策局日本語教育課)

【参考 1】学校における日本語指導に係る参考資料

これまで文部科学省において公開してきた、学校における日本語指導の参考としていただける資料を目的別に整理しました。目的に応じて御活用ください。

1. 基本方針・現状把握

- ・在外教育、帰国・外国人児童生徒教育等に関する総合ホームページ（CLARINET）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/main7_a2.htm



- ・外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議（令和 8 年 6 月）

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/196/index.html



- ・日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（令和 8 年 5 月）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/genjyou/1295897.htm



- ・帰国・外国人児童生徒関係の通知等の一覧

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/004/1296215.htm



2. 就学状況の把握・就学促進

※別途通知した「外国人児童生徒等の就学の促進について（通知）」（令和 8 年 8 月 28 日 8 教国教第 974 号）を御参照ください。

3. 受入れ体制の整備

- ・外国人児童生徒受入れの手引（平成 31 年 3 月改訂）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm



多様な背景を持つ外国人児童生徒等への対応に当たり、学校管理職、日本語指導担当教師、在籍学級担任、都道府県教育委員会、市町村教育委員会の対象者ごとに、その役割やそれぞれの立場で具体的にどのような視点を持ち、どのような取組を行うことが必要かを示した手引き。

- ・高等学校における外国人生徒等の受入の手引（令和 5 年 3 月）

https://www2.u-gakugei.ac.jp/~knihongo/feature/upload/koko_nihongo_tebiki.pdf



高等学校における外国人生徒等の受入れ、支援体制の整備、日本語指導及び進路支援等に関する手引き。

- ・帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001/1339531.htm



受入れから卒業後の進路まで一貫した指導・支援体制の構築を図るため、各自治体が多様な関係者と連携して行う、児童生徒等の公立学校への受入促進、日本語と教科の統合指導、生活指導等を含めた総合的・多面的な指導、保護者を含めた支援体制整備のモデル化等に係る意欲的な取組を補助する事業。

- ・外国人児童生徒等教育アドバイザーによる伴走支援

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1418999.htm



受入れ経験の少ない地域や新たに体制を整備する地域をはじめ、地方公共団体が主体的・継続的に取組を進められるよう、外国人児童生徒等の教育に専門的な知見を有する「外国人児童生徒等教育アドバイザー」を派遣する制度。

4. 日本語指導

(1) 「特別の教育課程」関係

- ・「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）」（平成26年1月）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1341903.htm



義務教育段階における「特別の教育課程」による日本語指導制度の概要や対象児童生徒、授業時数、指導計画・評価等の運用方法を示した通知。

- ・「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について（通知）」（令和4年3月）

https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/mext_00043.html



高等学校等における「特別の教育課程」による日本語指導の制度・運用を示した通知。

- ・高等学校における日本語指導と学習支援―「特別の教育課程」の制度を活用して（令和6年3月）

https://www.mext.go.jp/content/20240827-mxt_kyokoku-100002006_2.pdf



高等学校における「特別の教育課程」による日本語指導の実施方法や単位認定、個別の指導計画、学習評価等を解説した実務ガイド。

(2) 指導方法・教材

- ・学校教育におけるJSLカリキュラム

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001.htm



外国人児童生徒等が学校生活や教科学習に円滑に参加できるよう、日本語指導と教科指導を関連付けて行うための義務教育段階のカリキュラム。

- ・外国人児童生徒の教育のための情報検索サイト「かすたねっと」

<https://casta-net.mext.go.jp/>



外国につながるのある児童生徒等の教育支援に活用できる教材、多言語文書、日本語指導関係資料等を検索できるポータルサイト。

- ・高等学校の日本語指導・学習支援のためのガイドライン（令和5年3月）

https://www2.u-gakugei.ac.jp/~knihongo/feature/upload/koko_nihongo_guideline.pdf



高等学校における日本語指導、教科指導・教科学習支援等の内容や実践例等を示したガイドライン。

5. 評価・アセスメント

- ・文化的言語的に多様な背景を持つ外国人児童生徒等のための「ことばの発達と習得のものさし」「ことばの力のものさし」（令和7年4月）



https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1345413_00002.html

個に応じた指導・支援のために、義務教育段階から高等学校段階までの外国人児童生徒等の「聞く・話す」「読む」「書く」の力を把握するための評価の枠組み。

- ・文化的言語的に多様な背景を持つ外国人児童生徒等のための対話型アセスメント DLA（令和7年4月）



https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1345413_00003.html

ことばの力を一対一の対話を通して捉えようとする支援つきの評価手法である DLA（Dialogic Language Assessment）を実施するツール。

- ・多文化多言語の子どもの「ことばの力」をはかるオンライン・アセスメント マニュアル（令和7年4月）



https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1345413_00004.html

対面でのアセスメントが難しい散在地域等において、オンラインを活用して DLA を実施するためのツール。

6. 人材確保・教員研修

- ・日本語教育機関認定法ポータル



<https://www.nihongokyouiku.mext.go.jp/top>

登録日本語教員に関する情報を検索し、日本語指導人材の確保や活用に活用できる文部科学省運営のポータルサイト。日本語教育の専門人材を確保する上で、令和6年に創設された国家資格である登録日本語教員を御活用いただくため、希望勤務地・希望勤務機関・希望雇用形態・日本語教育に関する経験（教育課程編成・クラス担任・進路指導等）等の条件を参照し、問い合わせや依頼が可能。

- ・外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラム WEB サイト「KNiT knot-net」



<https://mo-mo-pro.com/>

外国人児童生徒等教育を担う教員や支援者の資質・能力の向上を図るため、養成・研修のモデルプログラムや研修資源を提供するポータルサイト。

- ・外国人児童生徒等への日本語指導指導者養成研修



<https://www.nits.go.jp/training/102/006.html>

外国人児童生徒等教育に関する受入れ体制の整備、日本語指導の方法、関係機関との連携等について学び、地域や学校における指導者を養成するための、独立行政法人教職員支援機構による研修。

- ・全国教員研修プラットフォーム「Plant」



<https://www.nits.go.jp/service/plant/>

全国の教員等が研修情報の検索・受講、研修履歴の管理及び学びの記録に活用できる教員研修の

ためのプラットフォーム。

7. キャリア支援

- ・高等学校における外国人生徒等へのキャリア支援等に関する実践ガイド（令和8年4月）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1345413_00008.html



日本語指導が必要な高校生等の進路状況については、就職者における非正規就職率や、進学も就職もしていない者の割合が、全高校生と比較して高くなっているなど、進路上の大きな課題となっていることから、外国人生徒等へのキャリア教育・支援の取組方法や全国の高等学校における多様な実践例をまとめた実践ガイド。

「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」令和7年度調査結果

調査の目的

小・中・高等学校等における日本語指導が必要な児童生徒の学校での在籍状況、指導・進路状況など、日本語指導が必要な児童生徒を取り巻く実態を把握し、今後の施策に活用する。 ※本調査は平成3年度から開始し、現在は隔年度に実施。

調査対象

全都道府県、市町村教育委員会（特別区を含む。）【1,788】、国立大学附属学校、私立学校

調査時点

令和7年5月1日

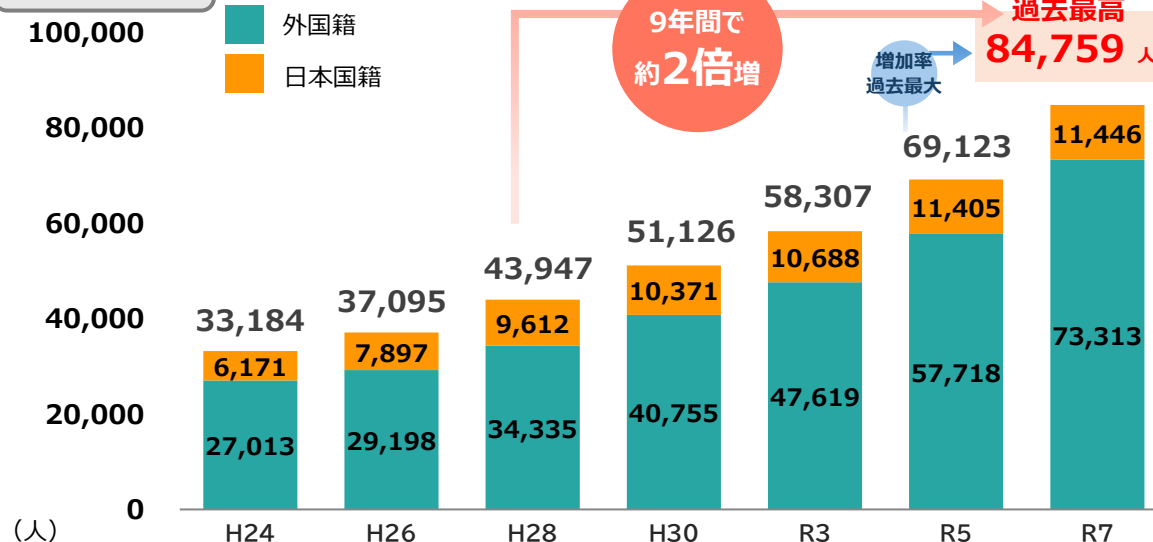
主な調査結果

公立学校における日本語指導が必要な児童生徒の在籍人数は **過去最高の84,759人**。 ※国立：62人 私立：3,224人
前回調査に比べ、日本語指導が必要な中学生の進学率は上昇し、高校生の中退率は減少。

【1】在籍状況

※公立のみ

外国籍
日本国籍



【2】日本語指導状況

※公立のみ

●特別な配慮に基づく指導状況

	特別な配慮に基づく指導を受けている児童生徒		特別な配慮に基づく指導を受けていない児童生徒	
	数【人】	割合【%】	数【人】	割合【%】
外国籍・日本国籍の計	75,060 (62,054)	88.6 (89.8)	9,699 (7,069)	11.4 (10.2)

※（ ）は令和5年度。

※特別な配慮に基づく指導とは、在籍学級や放課後を含む学校で何らかの日本語指導が行われていることを指す。

●「特別的教育課程」による指導を受けている児童生徒の状況

	「特別的教育課程」による指導を受けている児童生徒数		「特別的教育課程」による指導を行っている学校数	
	外国籍・日本国籍の計【人】	割合【%】	外国籍・日本国籍の計【校】	割合【%】
義務教育段階	52,725 (44,309)	76.4 (76.9)	9,439 (8,243)	68.7 (67.9)
高等学校段階	947 (245)	15.6 (5.6)	103 (46)	13.1 (6.6)

※（ ）は令和5年度。高等学校段階における「特別的教育課程」は令和5年度から制度導入。

※割合は、特別な配慮に基づく指導を受けている児童生徒数または特別な配慮に基づく指導を行っている学校数によるもの。

日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校数

※公立のみ

	1人以上在籍する学校数	うち5人以上在籍する学校数	うち100人以上在籍する学校数
令和7年度	12,668 校 【39%】	4,329 校	28 校
令和5年度	11,123 校 【34%】	3,438 校	17 校

※【 】は全数における割合。[令和7年度:32,122校/令和5年度:32,573校(学校基本調査・公立学校数)]

【3】進路状況等

※公立のみ

※調査時点:令和6年度末

	中学生の高校等進学率	高校生の大学等進学率	高校生の中退率
日本語指導が必要な児童生徒の状況	91.5% (90.3%)	41.2% (46.6%)	6.4% (7.7%)
全中学生等・全高校生等	98.9% (99.0%)	75.0% (75.0%)	—

【4】支援者の配置状況

※公立のみ

- 日本語指導の支援者：8,706人 ※令和5年度：7,837人
- 母語支援員：7,301人 ※令和5年度：6,266人

【5】ICTの活用状況

※公立学校での日本語指導におけるICT端末等の活用状況

	総数	地方公共団体数（左の内訳）		
		活用している	検討中	活用していない
令和7年度	1,148	758 66.0%	88 7.7%	302 26.3%
令和5年度	1,080	657 60.8%	56 5.2%	367 34.0%

※日本語指導が必要な児童生徒が在籍する地方公共団体数が総数

(担当：総合教育政策局国際教育課)

外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議 報告書(概要)

参考3
令和8年6月



文部科学省

現状と課題

- ◆ **日本語指導が必要な児童生徒が急増**(9年間で約2倍の8.5万人) ◆ **不就学の可能性**のある外国人の子供も依然として多い(9千人)
- ◆ 日本語指導が必要だが**特別な配慮に基づく指導を受けていない**児童生徒も約1万人存在
- ◆ **全国的に集住化・散在化が同時に進行**するとともに、支援が必要な児童生徒の**母語も多様化**
- ◆ 日本語指導に係る人材確保・支援体制・知見の蓄積などの面で**地方公共団体間の格差も存在**

基本的な考え方

- ◆ 個人として、また社会の一員として、**自立して生きる力**を育む
- ◆ 教育の**質の確保**と**学校現場の負担軽減**を両立する
- ◆ 全国的な取組の水準向上に向け、**国がより主導的な役割を果たす**
- ◆ **広域的な取組**により学校現場を支える

主な取組

小学校就学前・来日直後の取組

- **プレスクール・プレクラス(初期日本語指導等)のモデル構築と全国展開** ※本報告書では、「プレスクール」は主に学齢期以前の外国人幼児に対する支援を行う取組、「プレクラス」は主に学齢期の外国人児童生徒に対する初期日本語指導等の支援を行う取組と記載
- **就学の促進**に向けた部局間連携と実態把握の推進
- 幼児教育施設での指導の工夫、地域日本語教室への親子参加、**小学校への確実な引継ぎ**を推進

指導内容の深化・充実

- **強みを生かし**ながら、**教育課程全体**を通じ、社会に参画するための資質・能力を育成するという基本的な考え方を、次期学習指導要領等で明示
- **ガイドライン**を策定し具体的な指導内容・方法を提示
- **特別の教育課程**の活用や**個別の指導計画**の作成を推進
- **生成AIの活用**による**多言語対応**や**散在地域等でのオンライン活用**の効果的な方法の提示

指導体制の確保・充実

- 指導体制に関する基本的なモデルづくり
- **日本語指導補助者及び母語支援員**の配置をはじめ、**地方自治体の取組への支援の強化**
- **登録日本語教員等**の積極的な活用
(特別の教育課程等での活用、「日本語教育機関認定法ポータル」を活用した任用)
- **アドバイザーの派遣**による伴走支援の充実

教師等の指導力の向上に向けた養成・採用・研修

- 教員養成段階における、外国人児童生徒等の教育に関する**内容の充実**を検討(中央教育審議会)
- 日本語指導の**専門性を有する者の採用促進**
- 教職員支援機構等の**研修の普及**

外国人児童生徒等の進学・就職機会の確保

- 高等学校入学者選抜における**特別定員枠**の設定や、**受検での配慮**を収集・周知
- **キャリア支援等に関する実践ガイド**の取組方法や事例を普及

【参考 4】経済財政運営と改革の基本方針 2026（令和 8 年 7 月 21 日 閣議決定）関係部分抜粋**（４）外国人政策の推進**

「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」¹⁰⁹に基づき、一部の外国人による違法行為やルールからの逸脱など問題のある行為に毅然と対応し、国民の不安や不公平感への対処に向けた取組を一層進める。在留許可手数料の見直しや電子渡航認証制度（J E S T A）導入による手数料収入により確保した財源を最大限活用しつつ、従来の考え方にとらわれずに必要な措置を講じて、外国人政策を総合的かつ強力に進める。

手数料引き上げの趣旨に鑑み、優先して、出入国在留管理庁の人的・物的体制を抜本的に強化し、J E S T A の 2028 年度中の導入に向けた準備作業や D X の推進による審査の迅速化・高度化を進めるほか、「不法滞在者ゼロプラン」¹¹⁰を強力に推進するなど出入国在留管理の一層の適正化を図る。育成就労制度の円滑な施行・不法就労対策のために必要な体制を整備する。各種民泊について、適切な運営確保を徹底する。

あわせて、外国人が日本社会の一員として責任ある行動をとれるよう、日本語及び我が国の制度・ルール等の教育を強化し、「日本語・生活学習プログラム（仮称）」の創設に向けた取組や、プレクラス等の全国展開や登録日本語教員の処遇改善に向けた取組を始め、地域や学校の体制整備など、国主導の下、地方公共団体等とも連携して必要に応じた施策の充実を図る。

外国人の受入れの基本的な在り方について有識者会議での議論を開始し、2026 年度中に、基本方針を取りまとめる。

安全保障等の観点から、外国人の土地取得等のルールの骨格を 2026 年夏に取りまとめるとともに、土地等の調査・利用規制等を図る重要土地等調査法¹¹¹の執行体制を強化する。地下水の適正な保全・利用を確保する仕組みや、土地の取得・利用に関する情報把握強化と監督のための制度について、法制化を含め検討する。

¹⁰⁹ 令和 8 年 1 月 23 日外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議決定。

¹¹⁰ 「不法滞在者ゼロプラン～強力推進パッケージ～」(令和 8 年 5 月 22 日公表)。

¹¹¹ 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和 3 年法律第 84 号）。



「外国人の子供の就学状況等調査」令和7年度調査結果

調査の目的

- 学齢相当の外国人の子供の就学状況や地方公共団体（教育委員会を含む）における就学促進の取組状況を継続して把握する。
※ 本調査は、令和元年度から全国調査として実施しており、今回が6回目の調査となる。
- 就学状況の把握に係る進捗状況や課題を整理し、各地方自治体の取組の改善を促す。

調査対象

全市町村教育委員会（特別区を含む。）（1,741）

調査時点

令和7年5月1日

主な調査結果

学齢相当の外国人の子供の数、義務教育諸学校への在籍数は、ともに調査開始以来最多。
不就学の可能性のある子供の数は、前回調査から723人増加している。

単位：人

区分	住民基本台帳上の人数	市町村教育委員会から報告のあった人数							⑦ (参考) 住民基本台帳上の人数との差	不就学の可能性のある子供の数 (③⑤⑦の合計)
		就学者数		③ 不就学	④ 転居・出国 (予定含む)	⑤ 就学状況把握できず	⑥ その他	計		
		① 義務教育諸学校	② 外国人学校							
令和元年度	123,830	96,370	5,023	630	3,017	8,658	-	113,698	10,132	19,420
令和3年度	133,310	112,148	7,922	649	3,194	8,597	-	132,510	800	10,046
令和4年度	136,923	116,288	9,180	778	3,272	6,675	-	136,193	730	8,183
令和5年度	150,695	127,239	10,993	970	3,833	7,199	29	150,263	432	8,601
令和6年度	163,358	138,418	11,615	1,097	4,751	7,213	144	163,238	120	8,430

令和7年度

合計人数	177,726	150,786	11,949	911	5,660	8,013	178	177,497	229	9,153
【構成比】 (前年度)	-	85.0% (84.8%)	6.7% (7.1%)	0.5% (0.7%)	3.2% (2.9%)	4.5% (4.4%)	0.1% (0.1%)	100%	-	-
小学校相当 合計人数	121,964	104,075	8,016	591	3,978	5,088	108	121,856	108	5,787
中学校相当 合計人数	55,762	46,711	3,933	320	1,682	2,925	70	55,641	121	3,366

留意点 ※不就学の可能性があると考えられる外国人の子供の数の合計（③＋⑤＋⑦）は9,153人。

⑤は教育委員会が就学状況の把握を試みたが不在や連絡不通により把握ができなかった者。

※⑥は①～⑤のいずれにも該当しない者（母国等の学校のオンライン教育を受講している等）。

(担当：総合教育政策局国際教育課)